

司法をめぐる動き



司法制度委員会

104

逃げた多数意見、輝く反対意見

「復員」業務から見た国による靖國神社への戦死者情報の提供

内田雅敏 弁護士

▼輝く反対意見

一月一七日、日本の戦争に駆り出され戦死した韓国人元日本兵の遺族が、靖國神社の無断合祀は国による戦死者の個人情報無断提供に基づくものとして、国に賠償請求を求めた裁判で、最高裁第二小法廷は請求を棄却した。だが、判決の中で述べられた三浦守裁判官の反対意見には多くの称賛の声が寄せられた。

靖國神社による戦死者の魂の無断合祀と国の関与（祭神名票の送付）に対する賠償請求に対し、靖國神社は、遺族がそれぞれの仕方で死者を祀ることを妨害してはいない。合祀は靖國神社の信教の自由だと弁明し、他方国は、「祭神名票」の送付は、単なる行政サービ

スに過ぎないと弁明してきた。裁判所も、靖國神社の無断合祀によって遺族が不快感を覚えることがあったとしても、それは法的救済が得られるほどの権利侵害とまでは言えない。靖國神社の合祀によって、遺族がそれぞれのやり方で死者を祀ることが妨げられたわけでもない。寛容な気持ちになれば。と遺族からの請求を棄却してきた。

この「寛容論」は、殉職自衛官山口県護国神社無断合祀事件での一九八八年最高裁大法廷判決の判旨によるものである。このケースでは自衛官の死と護国神社との間に因果関係がなく、本件とは全く事案を異にする。戦前、靖國神社は、陸・海軍省の管轄の下、日本の侵略戦争に伴走して来た「戦争神社」であった。戦死者と靖國神社の間には深い関係がある。

■2025年4月の動き

1日(火) 全国B型肝炎訴訟熊本弁護士団が、元代表の内川寛元弁護士が和解金口座から横領したとして元代表を告訴し、25年2月に約368万円を横領した件で元代表が逮捕・起訴され、また約3879万円を横領した件でも同月に再逮捕・3月に起訴された事件で、さらに21・23年に和解金管理口座から払い戻した現金のうち約4965万円を横領したとして、熊本県警が、業務上横領容疑で、再々逮捕。

4日(金) 63年に狭山市で女子高校生が殺害された狭山事件で無期懲役が確定し、冤罪を訴えていた石川一雄さんが3月に死去したことを受け、妻が、東京高裁に第4次再審請求を申し立て。

7日(月) 水戸地裁が、67年に利根町で男性が殺害された布川事件の再審で11年に確定した無罪につき、官報に掲載。判決は13年以上前に確定していたが、担当者が事務処理を失念し、掲載されていなかった状況が続いていた。世界平和統一家庭連合(旧統一教会)側が、宗教法人法に基づき解散を命じた3月25日の東京地裁決定を不服として、東京高裁に即時抗告。3月27日付で任官した新任検事82人の辞令交付式開催。23・33歳で平均年齢は25・8歳。女性28人で全体の34%。

9日(水) 岐阜県弁護士会が、最高裁第三小法廷が大崎事件の第4次再審請求につき不開始決定をしたことに抗議する会長声明を発表。最高裁の判断は科学的・専門的知見に基づいた判断を行っておらず、刑事裁判の鉄則に反している等の内容。

10日(木) 東京高裁が、16年に相模原市の障害者施設津久井やまゆり園で入所者ら45人を殺傷し、死刑判決が確定した事件で、横浜地裁の再審不開始決定を不服とした植松聖死刑囚側の即時抗

▼三浦裁判官の反対意見の骨子

三浦裁判官の反対意見の骨子は以下のとおりである。

①靖國神社の無断合祀によつて遺族が蒙る精神的苦痛もそこに政教分離原則によつて律せられる国家の関与があつた場合には、国家との関係で単なる不快感に留まるものでなく、法的救済に当たる程度の強いものとなり得る。

②戦死者の魂を合祀することは靖國神社の行う宗教活動の根幹をなす。

③その根幹をなす戦死者の合祀は国からの「祭神名票」の送付なくしてはなし得ない。戦死者の魂合祀は、国と靖國神社が一体とならないとできない。

④遺族らが、父、夫、子供らの合祀を知つたのは最近のことであり、除斥期間の起算点は柔軟に考えるべきだ。

上記①、②、④については、「靖國合祀国賠訴訟 敗訴なれど輝く『反対意見』」(『世界』二〇二五年四月号)に書いたので、韓国では憲法前文に「3・1独立運動」について書きこむなど、建国の礎を日本の植民地支配に対する抵抗に置いていること、靖國神社がこれと真逆な「聖戦史観」に拠っていること、そんなところに遺族に無断で、しかも創氏改名の日本名で「護国の英霊」として祀られていることによる遺族の精神的な損害は「不快感」などと云つたレベルのものではないこと、三浦裁判官反対意見も「我が国と朝鮮との歴史的な関係、本件各被合祀者が戦死等をするに至つた経緯、

戦前における靖國神社の役割等に鑑みると、上告人らが本件各合祀行為等を認識することにより、本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穩な精神生活を維持することが妨げられたという主張には相応の理由がある。」と述べていること等を指摘するに留め、③について言及する。

▼「復員」業務という補助線

三浦反対意見は、国の靖國神社への戦死者の情報提供(祭神名票の送付)がなければ靖國神社は合祀をできないのであるから、この情報提供行為は合祀と一体となつた極めて重要なものであり、政教分離原則違反の可能性があるとする。

敗戦に際して受諾したポツダム宣言第九項は「日本国軍隊ハ完全ニ武装解除サレタ後各自ノ家庭ニ復帰シ、平和的、且ツ生産的生活ヲ営ム機会ヲ得シメラレルベシ」と兵士の帰還、即ち「復員」謳う。広辞苑で「復員」の語を引くと「戦時の体制にある軍隊を平時の体制に復し、兵員の召集を解くこと、また、召集を解かれた兵士が帰郷すること」とある。国家には戦争の終結に際し、動員した兵士を復員させる義務が発生する。

復員の対象となるのは生存兵士だけでなく、戦死者も当然含まれる。具体的には遺骨の送還である。ところが諸外国とは異なり日本では靖國神社という特異な存在があり、後述するようにそこが戦死者の魂を独占するという「虚構」があつた。

告棄却決定(特別抗告)。/日弁連が、鶴見事件第3次再審請求特別抗告棄却決定に関する会長声明を発表。弁護人請求の未開示証拠の開示を檢察官に命じることも、弁護人提出の鑑定等の新証拠につき事実取調べを行うこともしないまま、再審開始を認めないとの判断を示したことが適正手続きを蔑ろにすることを批判する等の内容。/東京第一検査が、自民党派閥のパーティーを巡る政規法違反事件で、東京地検特捜部が不起訴とした橋本聖子参院議員の政治団体の事務担当者につき、2年間で1855万円という額は国民感覚からすれば高額であり、悪質等として、不起訴不当議決。他方、橋本議員本人や会計責任者については不起訴相当議決。

15日(火) 元大阪地検検事正の北川健太郎被告人から性的暴行を加えられたとする女性検事が記者会見。女性検事が、同僚の副検事を、情報を周囲の職員に漏らした等として告訴・告発したが、大阪高検が不起訴処分としたところ、処分発表日に、大阪高検の檢察幹部が女性検事の代理人を通じて、「不起訴処分は甘い対応ではなく、そのような観点から女性検事が外部発信をするようなことがあれば、警告を受けたにもかかわらず檢察の信用をおとしめる行為を繰り返しているとの評価をせざるを得なくなる」等とメールで伝えてきた等の内容。

16日(水) 名古屋高裁金沢支部(大野和明裁判長)が、旧統一教会の信者と関連団体富山県平和大使協議会が、富山市議会による旧統一教会等と一切の関係を断つ旨の決議や市長の発言で名誉を毀損された等として市を訴え、一審富山地裁が請求を棄却した訴訟の控訴審で、宗教に対するヘイトにあたるかは認められない等として、信者側控訴棄却判決。/大阪地裁(堀部亮一裁判長)が、17年に大阪入管に収容されていたペルー人男性が、食事の改善を求めたところ1人部屋に連れて行かれ、後ろ手に手錠をかけられたまま

出征に際し、「死んだら靖國神社に神として

祀る」と言うのは、国家が戦死者を復員させる義務を負っていることを宣言したものと解することが出来るが、その復員先は戦死者の遺族の下でなく靖國神社であった。

敗戦後、戦死者の遺族の多くが、名前の書かれた紙片だけが、あるいは石ころだけが入った「白木の箱」を受け取らされた。

諸外国、例えば米国では、遺骨はもちろんのこと可能な場合には遺体の本国送還までやっていることはよく知られている。日本国家は靖國合祀を隠れ蓑として、海没のように収集不可能な遺骨はともかくとして、収集可能な遺骨についても収集義務を放置して来た。硫黄島の滑走路下に約一万人の日本兵の遺骨が放置されていると言われているように、戦後八〇年を経てなお、かつての戦地に多くの遺骨が放置されたままになっている。

魂は靖國神社で預かっており、「護国の英霊」として祀っているから安心しろというわけだ。

「遺骨なき七十九年の空白よ 戦死せし義父の墓じまいする」と、二〇二四年九月二二日の朝日歌壇にあった。日本国家は、戦没者に敬意を表していない。沖縄南部戦跡地の遺骨混じりの土砂を辺野古の米軍新基地地建設のための埋め立てに使用するという発想はその表れだ。戦没者の遺骨収集を「国の責務」とした戦没者遺骨収集推進法が議員立法で成立したのは、戦後七〇余年を経た二〇一六年になつてからだ。本稿はその非を弾劾しよう

とするものではない。

本稿で論じようとするのは靖國神社での合祀は、戦死者の魂の「復員」作業を完結させる行為になるということについてである。国から靖國神社への祭神名票の送付は戦死者の個人情報提供、靖國神社による合祀の「お手伝い」といった程度のものでなく、もともと能動的な国による戦死者の合祀の依頼そのものである。戦死者の魂の合祀は靖國神社の私的な行為でなく、国の行為そのものであることを理解すべきだ。

▼敗戦の秋、臨時大招魂祭

戦死者の魂の「復員」は一九四五年一月、靖國神社で開催された臨時大招魂祭に始まる。一九四五年八月一日の敗戦を経て、同年一月一九日から天皇臨席の下、靖國神社で臨時大招魂祭が挙行され、大東亜戦争（アジア・太平洋戦争）で亡くなった全ての戦死者（戦病死を含む）の魂を靖國神社に「集めて」しまった。

この臨時大招魂祭は、同年十二月一日に連合国軍総司令部より発せられた神道指令「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並びニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、（国教分離指令とも呼ばれる）が不可避であるとの見通しの下、同年十一月三〇日の陸・海軍省解体の直前に大急ぎで別格官幣社靖國神社という国家施設で行われた国家行事である。大急ぎでなされた臨時大招魂祭は靖國神社に全ての戦死者の魂を「復員」させたとするが、招魂に際しては個々の戦死者は特定されてお

14時間以上放置され職員から暴行を受けてけがをしたとして、国賠を求めた訴訟で、男性が落ち着いたあとも対応を検討せず8時間を超えて手錠をかけ続けたのは必要な範囲を超えて違法等として、国に11万円の支払いを命じる判決。

17日(木) 東京高裁(吉田徹裁判長)が、一般社団法人Colabo(コラボ)と代表の仁藤夢乃さんが、インターネットへの事実に基づかない投稿で名誉を毀損された等として、発信元の男性に損害賠償を求め、一審東京地裁判決が男性に220万円の支払い等を命じた訴訟の控訴審で、男性の控訴棄却判決。コラボ側による、一審判決の損害額を不服とする控訴も棄却。大阪高裁(三木素子裁判長)が、勤務先工場でアスベストを扱いじん肺を発症したとして、元労働者の遺族が国賠を求め、一審大阪地裁判決が除斥期間の起算点を診断時として請求を棄却した訴訟の控訴審で、起算点は行政から健康被害を認める決定を受けた時として、原判決を取り消し、国に賠償を命じる判決。

18日(金) 広島高裁(河田泰常裁判長)が、生活保護基準額引下処分違憲訴訟控訴審(原審広島地裁)で、デフレ調整は、統計等客観的数値との合理的関連性や専門的知見への整合性を欠く等として、原審に続き、引下処分を取り消す判決。福岡高裁那覇支部(三浦隆志裁判長)が、辺野古新基地建設を巡り、埋立予定地周辺住民等30人が、県が不承認とした設計変更申請を代執行により国交大臣が承認したこと取消しを求め、被告を明確にするために国と県を訴え、一審那覇地裁判決が県は被告適格を欠くとして訴えを却下した訴訟の控訴審で、処分行政庁は国交大臣として、控訴棄却判決。

21日(月) 東京地裁(平井直也裁判長)が、04年にDNA型鑑定で両親とは親子関係がないことが判明したことから、58年に新生児の時に都立墨田産院で取り違えられたとして、都に損害賠償を求

らず、戦死した場所等もわからない。分かるのは厚生省(当時)から各戦死者の個人情報「祭神名票」が送られて来てからだ。名前等具体的な事実も分からないままに、すべての戦死者の魂を招魂してしまったというのだから靖國神社は凄い(当然のことだが戦前の招魂では戦死者は特定されていた)。別格官幣社という戦前、社格の低い(別格官幣社第一号は湊川神社、靖國神社はその次)、しかも一八七九(明治一二)年創建という新参者の靖國神社が他の神社仏閣を凌駕する存在となったのは、①同社が陸海軍省の管轄する戦争神社であり、日本の侵略戦争に伴走し、生成・発展してきたこと、②戦死者の魂独占の虚構、③天皇参拝、の三つがあったからだ。靖國神社が遺族からの合祀取下げの要求に絶対対応しない理由はどこにある。一人でも取下げに応じたならば靖國神社の生命線である「戦死者の魂独占の虚構」が崩れてしまうからだ。

敗戦後「復員」業務の一環として戦死者の祭神名票を送り続け合祀させたのは、陸・海軍省の解体後、厚生省に移った参謀クラスの旧陸・海軍軍人達であった。「將軍たちは去ったが参謀たちは残った」。將軍たちは去るに際し、参謀たちに戦死者たちの魂の靖國神社への「復員」業務、即ち靖國神社での合祀を託した。それは戦死者たちの「再召集」でもあった。「護国の英霊」という呼び方も問題だ。死んでもなお国家に縛り付けられているのか。

「靖國の宮にみ霊は静まるも　をりおりか

へれ母の母の夢路に」(作詞大江一二三、作曲信時潔)、「戦死者の魂は靖國神社」という「国是」の中で、時には家族の処に帰ってきてほしいという遺族の想いを「をりおりかへれ」と、控えめな表現で謳う。死者たちが本当に帰ってきたのは靖國神社でなく、父母、妻子の処ではなかったか。前述の朝日歌壇には「靖國に祀られるより我が家へ」と死者の誰もがそう願っていた」という歌も載っていた。

話を戻す。参謀たちは、敗戦後の最後の作戦として、引揚局、援護局とさまざまに名を変えながら厚生省の一角で、生存兵士の「復員」業務と同様、戦死者の魂の「復員」業務を行った(伊藤智永「奇をてらわす　陸軍省高級副官美山要蔵の昭和」講談社)。参謀たちの知られざる「活動」は戦死者たちの魂の靖國合祀だけでなく、自衛隊の創設もあった。創成期の自衛隊で幹部となったのは旧軍の佐官クラス参謀たちであった。昨年来報じられている幹部自衛官の靖國神社への距離感のなさはこの辺りに起因する。

三浦反対意見は、靖國神社が戦死者の魂を遺族に無断で合祀するに際しては、国からの戦死者の個人情報提供(祭神名票の送付)無くしては不可能であるとして「行政サービス」という国の弁明を退けたが、上記のように「復員」という補助線を引いて、国による戦死者の個人情報の提供を見た場合、本件合祀は国と靖國神社の共同行為というよりは国による合祀依頼によるものとみることが出来るのではないか。

め、取違えの事実を認めて都に計2000万円の賠償を命じた二審判決が06年に確定したが、その後も都が生みの親を捜すことに協力しなかったため、都に生みの親の調査を求めて男性(67)が21年に提訴した訴訟で、都に調査を命じる判決(確定)。法制審議会刑事法(再審関係)部会第1回会議開催。大澤裕委員(早稲田大学法学部教授)を部会長に指名。

22日(火) 大阪地裁(野村武範裁判長)が、55年発生のも森永ヒ素ミルク事件で、脳性まひになり、救済団体ひかり協会を通じ、月約7万円を受け取ってきた女性(70)が、救済団体・被害者団体・国の三者合意時に予測できなかった症状も出ており補償は不十分と主張し、森永に損害賠償を求めた訴訟で、女性の現在の症状は95年に受けた医師の診断と質的に異なるものとは認められない等として、除斥期間経過を理由に請求棄却判決。

23日(水) 最高裁第三小法廷(石兼公博裁判長)が、20年に当時の石丸伸二安芸高田市市長による、山根市議から「議會を敵に回すと政策が通らなくなりますよ」とどう喝された等のうその発言で名誉を毀損されたとして、山根温子市議が同市に損害賠償を求め、一、二審判決が山根市議による発言はなかったとして、市に33万円の賠償を命じた訴訟の上告審で、石丸氏側の上告棄却決定。

24日(木) 東京地裁(中村心裁判長)が、20年に上田清司参院議員の公設秘書(故人)から取材中に性暴力を受けたとして、記者だった女性が、国賠を求めた訴訟で、性暴力が秘書の職務に付随して行われたとして、440万円の賠償を命じる判決。那覇地検が、1月に沖縄本島で知人女性に性的暴行をしたとして、不同意性交の疑いで書類送付された在沖縄米軍の20代男性海兵隊員を不起訴処分。理由は明らかにせず。

25日(金) えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟が、総会開催。